

LP ガスの商慣行見直しに向けた取組宣言

2024年4月2日、LPガスの商慣行是正に向け、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」施行規則の一部を改正する省令が公布されました。

岩手液化ガス株式会社は、関係法令を遵守し、LPガス業界の商慣行是正に向けて率先して取り組むことを宣言します。また、保安の高度化、サービスの向上を図り、地域の皆さまから選ばれ続ける会社を目指します。

過大な営業行為の制限（2024年7月2日施行）

- **新たなガス供給先を獲得することを目的として次の方々に「特別（過大）な利益供与」を行うことはありません。**

(1).賃貸集合住宅（マンション・アパート等）の所有者等

(2).上記住宅の賃貸、管理等を業務とされている方々

(3).上記住宅の建設を行った事務所の方々

逆に上記(1)~(3)の方々からガス供給権を条件に「特別（過大）な利益供与」を求められた場合には一切応じません。

LP ガス料金の情報提供（2024 年 7 月 2 日施行）

- 現在、弊社がガス供給を行っている、若しくは今後ガス供給を行うことになる賃貸集合住宅に入居を検討あるいは決定された方々に対し、賃貸借契約締結前に料金情報を提供することにします。

三部料金制の徹底（2025 年 4 月 2 日施行）

- ガス料金体系を 3 部制にします。

従来、ガス料金は（基本料金 + 従量料金）×消費税 で請求させていた
だいていましたが、令和 7 年 4 月 2 日以降、以下の方法に変更させて
いただきます。

（基本料金 + 従量料金 + 設備料金）×消費税

基本料金・・・ガスの使用に関係なく発生する料金

従量料金・・・ガスの使用量に応じて発生する料金

設備料金・・・器具等がガスを使用する際に用いるものの利用に応じて発生
する費用 ただし、賃貸住宅は「0」「該当なし」と記載

2024 年 7 月 1 日

岩手液化ガス株式会社